

令和7年第4回定例会

## 経済文教常任委員会記録

令和7年12月16日（火）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時51分

### ○出席委員（6名）

1番 須藤 江利加 委員	8番 桶川 篤子 委員	9番 竹浪 敦 委員
15番 石山 敬 委員	24番 三上 秋雄 委員	28番 田中 元 委員

### ○出席理事者（10名）

教育部長 森岡 欽吾	博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 熊谷 義昭
博物館長補佐 川村 快之	高岡の森弘前藩歴史館長補佐 鶴巻 秀樹
教育総務課長 高谷 由美子	観光部長 白戸 麻紀子
こども家庭課参事 村田 善彦	文化振興課長 菊地 謙太郎
農林部長 濵谷 明伸	農村整備課長 柴田 義博

### ○出席事務局職員（2名）

次長補佐 竹内 良定	書記 飯田 大空
------------	----------

【午前10時00分 開会】

### ○委員長（石山 敬委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

また、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願ひいたします。

---

### 議案第127号 弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案

---

### ○委員長（石山 敬委員） まず、議案第127号弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

### ○教育部長（森岡欽吾） 議案第127号弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一

部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市立博物館及び高岡の森弘前藩歴史館の観覧料を無料とする者の範囲を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、お配りの資料を御覧ください。

本案は、博物館法の改正により、従来の社会教育施設としての役割に加え、観光やまちづくりとも連携することにより、地域社会へ貢献することが博物館の努力義務とされたことなどを踏まえ、博物館及び高岡の森弘前藩歴史館においても、地域に愛着と誇りを持った未来を担う人材の育成などを図るため、大学生以下の観覧料を無償化し、あわせて、今般の急激な物価高騰及びこれまでの利用実績を踏まえた料金体系の見直しを図るものであります。

新たな料金体系につきましては、資料の表の中の色つき部分が今回の改正部分となります。博物館、歴史館とも、現在は未就学児と市内の小・中学生が無料で、市外の小・中学生が100円、高校生・大学生が150円となっており、括弧内の金額はそれぞれ20名以上で適用となる团体料金であります。これを市外も含めた全ての小・中学生並びに高校・大学生まで無料とする範囲を拡大し、子供から大学生まで継続して両館で学ぶ環境を提供したいと考えております。

そして、博物館の一般観覧料につきましては、大学生以下の無料化による観覧料収入の減少と今般の物価高騰を踏まえ、現行の300円から500円に変更することといたします。

ただし、市内の方につきましては、当市の未来を担う人材の育成や、自分たちのまちに対するさらなる関心の向上を図る目的から、従来どおり300円に据え置くことといたします。

なお、歴史館におきましては、博物館に比べ施設や展示の規模が小さいことなどを考慮し、現行の300円のまま据え置くことといたします。

続きまして、括弧書き部分の团体料金につきましては、昨年度の利用実績が博物館にあっては10年前の平成27年度と比較して3分の1以下、歴史館にあっては平成30年度のオープン時と比較して10分の1程度で極めて少ない状況となっており、同じく、両館の周遊を目的として歴史館の開館と併せて導入した2館共通券につきましても、利用実績が極めて少なく、加えて、それぞれの館で時期によって使用できないなど、利便性の問題が度々生じていたことを踏まえ、廃止することといたします。

最後に、今回の観覧料の改正に加えて、これまで両館の管理運営規則にのみ規定のあった写真撮影等の特別利用に係る申請及び許可行為につきましても、条例上に根拠規定を置くこととし、これに伴う字句の整理を行うものであり、これを含む本案の改正につきましては、施行日を令和8年4月1日と定めています。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（竹浪 敦委員） 質疑いたします。

まず、この料金改定のところですけれども、改定後、弘前市内と市外の来客で分けるというところですけれども、こちら、一々確認しないと思うのですけれども、市内・市外の割合といふのはどういうふうな目安で見ているのか、どのくらいの割合なのかをお伺いいたします。

○博物館長補佐（川村快之） ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに委員がおっしゃったとおり、今一律300円でございますので、市内・市外の統計は取ってはございませんが、65歳以上の市民を確認するに当たって、受付のほうで分かる感触で、大体25%——4人に1人ぐらいは市外の方というのを確認しております。そこから推定しまして、令和6年度実績で大体市外の方は25%ぐらいが来てくださっていると推計しております。

○9番（竹浪 敦委員） 今、割合を確認できたのですけれども、この割合をもって、料金改定後の収支の目安というか、どのくらいになるかというのをお伺いいたします。

○博物館長補佐（川村快之） まず、市外を300円から500円に上げることで、先ほど申し上げました25%の推計で、大体56万円ほどの増収を見込めると試算しております。今回は大学生以下が無料ということで、それで減収になる分が大体24万6000円ぐらい、差し引くと令和6年度実績で大体30万円ほどの増になると試算しております。

○1番（須藤江利加委員） 私からは、今、市外のほうからいらっしゃる方々が結構いらっしゃるという話を竹浪委員への答弁でいただいたのですけれども、外国のほうからも結構市内のはうには観光でいらっしゃっていますし、また今、実際博物館のほうもそうですし、高岡のほうもそうですけれども、来ていただけるような工夫というのをこれまで結構なさっているのを、私も見に行ったりもしていたのでよく分かっています。

これまで以上に増収を見込んでいるという話ではありましたけれども、これまで以上にもっと来ていただこうとする必要もありますし、例えば、今までやってきた、十腰内遺跡から出したいのっつのマスコットを職員の方が手作りで作って販売していたりというのも拝見していますし、最近行ったら結構新しいグッズも作っていたりというのも拝見していたのですけれども、改めてそういう部分、もっと来ていただけるような工夫というのをどのようにお考えなのか聞きたいのと、あとは、これまでにも来ていた方がまた弘前に来て博物館に寄りたいなと思ったとか、高岡に行きたいなと思った際に前と料金が違うなというふうに市外から来る方は思ってしまうと思うのですけれども、周知の方法であったり、その辺についてはどうお考えなのかお伺いします。

○博物館長補佐（川村快之） まず、外国人でございますけれども、実数でいきますと、コロナ前の令和元年度でいきますと、博物館ですが、587名の方がお越しくださいました。昨年度で803人と216人増加してございます。インバウンド等の効果を博物館でも感じておりますし、そういうお客様も最近来てくださいますので、館内キャプションの一部に英語表記も行っておりまして、外国の方にも鑑賞しやすい環境整備に努めています。

それから、料金が違う、300円から500円に上がるという周知の方法ですけれども、こちらもいろいろ、ホームページ、SNS、広報ひろさきを通じて広く周知を図っていきたいと思っております。

大学生以下の無料につきましては、市内外の大学・高校へ別途、周知文書、チラシ等を作成して配布するなど、直接PRも図ってまいりたいと考えております。

それから、もっと博物館を利用してもらえるための方法ということでございますが、委員もいろいろ見てくださっているとおり、例えば博物館の公式インスタグラムといった方法とかに加えて、SNS、インスタで展覧会だったりイベントだったり、また、展示している個々の資料といった情報、あと、インスタ上で写真コンテストとかをやったりとか、より多くの方々に分かりやすく、かつ楽しく気軽に来ていただきたいと職員も工夫して来館促進のために日々発信しておりますので、こういったことも続けて、より博物館を身近に感じてもらえるような有益な情報をお届けしてまいりたいと考えております。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございました。

今、お話をあったSNSに関しては、私も連日投稿されているものをかなり拝見していますし、これが博物館のほうは結構されているのですけれども、高岡の森のほうはあまり分かっていません、やはりこれまで以上に写真だけではなくて、動画であったり、来てもらえるための

工夫というのは、インバウンドのことも考えればSNS自体も外国人向けというか、そういうふうな視点も考えて対応していく必要があると思いますので、これは意見と要望なので、その辺も工夫しながらやっていただければと思います。ありがとうございました。

○28番（田中 元委員） 一つだけお聞きしたいと思いますけれども、博物館にしても歴史館にしても無料にしますと。これはよしとして、これは私なりの個人的な感覚なのですけれども、来る人は300円が高いか・安いか、500円が高いか・安いかと、これが判断の基準ではほとんどないと思うのです。

やっぱりよく人に来てもらうには、私も思いますけれども、多くの方が展示会・企画展があるから目指して来ていただいていると思うのです。よって、企画力が非常に重要なとしますし、実に、この企画が年間を通して、誰が、いつ、どこで、どういうふうにお決めになっているのかお聞きしたいと思います。

○高岡の森弘前藩歴史館長補佐（鶴巻秀樹） 展覧会の企画につきましては、博物館ですと特別展とかがございまして、外から借りてくる、大きく巡回先として借りてくるものもございますので、そういうものについては、館内にいろいろな業者が売り込みに来ますので、その中から選択して館内で決めつつ、市長まで決裁を取ってという形で、次の年度、その次の年度の展覧会、大きな特別展については決めているというような状況です。

それ以外の企画展につきましては、学芸員が自分のところで持っている資料ですとか、あと、生誕何年であるとか没後何年であるとか、そういう弘前市に関わりのある美術家たちの周年事業を捉えて企画したり、所蔵する資料の特徴を捉えて公開するなどの企画を学芸員が考えて、それを踏まえてそれぞれの館内で決定しているというのが、秋ぐらいにそのようなことをやっているというような状況でございます。

○28番（田中 元委員） 今、お聞きますと、ほとんどその館内でもって企画をして、いろいろ議論の末、決定しているというお話ですが、また、外部からのそういう意見なり、企画なりを取り入れてやっているということはないですか。学芸員の話もありましたけれども、館内だけでもってほとんど決定をされていると。最終的な決定はそうでしょうけれども、本当に中だけでやっているということなのですか。

○高岡の森弘前藩歴史館長補佐（鶴巻秀樹） 博物館も歴史館も、それぞれ附属機関として協議会を持っておりますので、協議会の中には専門家ですか観光関係ですか、学校関係の先生方にも入っていただいて、一部市民の方にも入っていただいて御意見を頂いておりますので、そういうところでこちらとしてはこういう企画の予定でということでお示しもしますけれども、内容について御意見を頂戴することもありますので、そのような方々、協議会の委員の方々から御意見を頂きながら、館で提示したものをブラッシュアップしながら企画を練っているというような形で、外部からの御意見も頂戴して企画を練っているというような形になっております。

○24番（三上秋雄委員） ちょっと要望なのですが、要望と質疑が入りますけれども、高岡の敷地はどのぐらいあるのですか。その敷地の管理の代わりの清掃とか、そういうのを年に何回とか決まっているのか。

○高岡の森弘前藩歴史館長（熊谷義昭） すみません、面積自体は、今は何平米というのをお示しきれないのですけれども、管理については、高岡町会に開館当初から業務委託という形で管理を行っていただいております。

草刈り・除草につきましては、一応年3回やっておりまして、まず、大体時期を見て、ある

程度草の生え方を見て、そのときに除草をやっているというような状況ではあります。

○24番（三上秋雄委員） 今、説明いただいたのだけれども、あそこを通るたびに嫌な思いをするな、入り口のほうから。結局、せっかく造って歴史の展示をするというのに、ああいう粗末なところを私はあまり見たことがないので。高岡の人に入り口とかをやってもらうというのは分かるけれども、もうちょっと回数を多くするとか、生え具合を見てというのは、大きく伸びたときに刈ってくれというのか、ある程度の展示場というか歴史館ということで、短いうちに刈らなければ景観上よくないですよ。入りたくない。やっぱり入り口をあまりに粗末にしているような感じで、せっかくやったんだはんで、もうちょっと金がかかってもいいはんで、ちゃんとした歴史館にしてもらいたいなと思う。見て分かるべ、よくないというのは。私もあそこ前をよく走るのだけれども、すごいな、うまくやっているなと思ったことは、はっきり言って1回もない。1回だけ話をしたことがあるよな。きちんとやれよと。まず、入り口は顔だ。もうちょっと、そのところを、ああいう感じではちょっと、せっかく建設してやったのに意味がないはんで。人が入るように、県外も外国人もという話、インスタとかにいろいろ載せるというけれども、まずは、そこからやっていかなければ印象的によくないと思うはんで、そこだけ気をつけてもらえば。3回とかやっていても、そういうことでなくて、もうこれ以上まいねとかというのは、ある程度の基準を設けて草を刈ってもらわねば。やってください。

○高岡の森弘前藩歴史館長補佐（鶴巻秀樹） 除草を3回でお願いしているのは、町会が今、高照神社自体の管理も担っているということもあって、なかなか少子高齢化ということで、人手不足ということもあって、なかなかそれ以上回数を増やすことができないということで、お互の相談の中で3回としているものでございまして、一応歴史館でやる大きなイベントとして流鏑馬の前には必ずやるとか、お盆の前後にはやるとか、あと9月ぐらいにもう1回やるというような形で大体3回と定めてやっておりまして、その3回は町会とのやり取りの中で、マンパワー的になかなかもうそれ以上回数を増やすことが難しいというふうにお聞きしておりますので、同じ町会に頼むということはこれ以上難しいのかなと考えておりますので、回数を増やすとしたらまた別の業者、もしくは直営という形で、見栄えの悪くないように心がけたいかなと思っております。

○24番（三上秋雄委員） 今、説明を受けたけれども、確かに町会長によると人が足りないということになるのです。それを理由にして、せっかく展示する場所のイメージがダウンするなら、違う業者でも呼んでやったほうがいいと思う。直営の人に負担をかけたくないのは分かるのだけれども、こちらは業者にやってもらうとかを考えた形で、ぜひ新年度からはそういうことでやってください。せっかく覚悟の上で建てだんだはんで、金とかそういうのでどうのこうのというのは聞きたくないので、ぜひやってください。お願ひします。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

---

#### 議案第144号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（石山 敬委員） 次に、議案第144号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（森岡欽吾） 議案第144号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明いたしますので、議案を御覧ください。

本条例は、教育委員会事務局の教育関係職員に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。

別表のア、教育職給料表(1)は、高等学校の教諭等から指導主事となった職員に、イ、教育職給料表(2)は、小中学校の教諭等から指導主事となった職員及び幼児ことばの指導員等に適用される給料表であり、現在、高等学校の教諭等から指導主事となっている者はいないため、現行の教育関係職員は全て、イの教育職給料表(2)の適用を受けるものであります。

本条例の対象となる職員は、学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事、学校指導課長補佐、指導主事、幼児ことばの指導員、会計年度任用職員の教育指導員、教育相談員及び幼児ことばの指導助手であり、今回の改正は、若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員も昨年を上回る引上げの改定で、給料表の給料月額を8,700円から1万4100円への幅で引き上げるものであります。

なお、改正の影響を受ける教育関係職員は、再任用職員1名を含む正職員19名と会計年度任用職員13名の計32名であり、議案の最後にある附則において、改正後の別表の規定は令和7年4月1日に遡って適用する旨や、既に支給された給与は改正後の規定による内払いとみなして本条例により発生する差額分を支給する旨などを規定しております。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

#### 議案第131号 指定管理者の指定について（市民文化交流館等）

---

○委員長（石山 敬委員） 次に、議案第131号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（白戸麻紀子） 議案第131号指定管理者の指定について（市民文化交流館等）御説明いたします。

議案第131号は、弘前市民文化交流館及び弘前市駅前こどもの広場内遊び場の指定管理者として、株式会社マイタウンひろさき・特定非営利活動法人スポーツネット弘前・株式会社東北データーサービスグループを指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集いたしました。応募があったのは当該団体1団体であり、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、指定管理者として選定されたものです。

当該団体の提案は、総合的事項において設置目的や市の管理運営方針を十分に理解していること、施設の設置目的を効果的に達成することができるこの項目において、指定事業・自主事業ともに複数の新たな取組が計画され、多世代に利用される施設運営が提案されていることなどが優れていると評価されたものであります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わりります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○1番（須藤江利加委員） まず、今お話をしていただいた説明内容のところで、こちらに記載、言葉でもありましたけれども、公募をなさっている中で1者しか申請がなかったという話だったのですけれども、本来であれば競争で何者かが申請していただければいいのですけれども、1者しか出でていないということなのですが、これというのは、これまで指定管理をやってきた中で、ずっとこの団体がやっていらっしゃることに変わりないものなのでしょうか。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 平成28年からやっていて、こちらは1者のみの応募でございます。

○1番（須藤江利加委員） 分かりました。

ちょっと別の視点でお伺いしたいのですけれども、1者のみということではありますが、現在職場とか現場で対応されている職員の人数がどのくらいなものなのかというのをまず伺いたいのと、あと資料2と3というふうに記載がなされていて、評価の項目が資料3に当たるのだと思うのですが、さっき評価して問題がなかったという話がありましたけれども、この中身を見していくと結構減点が多いのです。

特に、配点が大きいのでしょうかがないのかかもしれないのですが、（3）施設の設置目的を効果的に達成することができることが、総合的に275点の配点に対して217点でマイナス58点とかな

り大きなマイナス点になっているのですけれども、①から⑤まで細かく配分されていますが、点数は書いていないので、ちょっとその辺について細分化するとさらに点数はどういう状況になっているのかも併せてお伺いします。

○文化振興課長（菊地謙太郎） まず、市民文化交流館の職員の配置人数につきましては、現在12名配置しております。次期指定管理においても同様の配置計画となっておりまして、内訳としましては、館長が1名、副館長が1名、あとホールの管理者が1名、運営担当ということで7名、ホール担当2名で合計12名という内訳になっています。

あと、資料3のほうにある(3)施設の設置目的を効果的に達成することができることの中で、まず、①から⑤に分けておりますけれども、全体としては275点の配点ですが、それぞれの点数の割合といたしましては、①具体的手法及び期待される効果というところでは50点ということで設定させてもらっています。②については、サービスの向上、具体的手法、期待する効果についても50点。次に、③施設の維持管理、適格性、実現の可能性についても50点。続いて、④遊び場の適正管理の徹底については25点。⑤指定事業及び実施事業の企画内容及び期待される効果というところに100点ということで合計275点でしたけれども、それぞれについての得点案というのが、観光部長を委員長とした4名の職員を委員とする小委員会で採点したのですけれども、その平均で得点を出したところ、①については38点、76%の得点となりました。次に、②について40点、80%。③については36点、72%。④については19点で76%。⑤については84点、84%。全て60点以上で的確と判断させていただいているので、その中でも全ての項目において70%以上、72%が一つありますが、それ以外は75%以上の点数を取っておりますので、そんなに減点が著しいというような判断をこちらではしていなかったという結果になっておりました。

○1番（須藤江利加委員） 最後にもう1点だけ確認です。

資料2に指定管理者の収支状況であったり、また、成果指標についての記載があります。

気になったのが指定管理者の収支状況についてなのですけれども、令和3年度から令和6年度までというふうに記載がなされていて、この中にさらにその他というふうに書かれているのです。令和6年度にその他に1というふうになっているのですが、この点についてはどういう意味合いなのか説明いただければと思います。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 収入のその他の1というのは、1,000円であって、これは貯金の利息ということになっております。ちなみに、下の支出のほうのその他については、415万1000円という計上がありますけれども、これは指定事業費を300万円でやっていただきたいということで、指定事業のお金が大部分という内容になっております。

○9番（竹浪 敦委員） 資料2に関してなのですけれども、これは成果指標、実績ということです。令和3年度から書いていらっしゃるのですけれども、例えば、この最初の目標値、利用者数の月平均1万2708人、遊び場利用者数の月平均目標値が6,435人で毎年設定されているのですが、この数字の根拠というのを教えていただければ。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 前回の指定管理期間は、令和3年度から今年度も含めて5年間となっておりますが、指定管理を募集するに当たって、直近の一番の実績の数字ということで取させていただいた数字が令和元年度の実績値で1万2708人、あと、遊び場については6,435人ということで、これらの数字を引き続きぜひ確保していただきたいという趣旨からこの数字を目標値として設定したものでございます。

○9番（竹浪 敦委員） その根拠に関しては取りあえず理解できたのですが、この令和3年度

はコロナとかがあると思うのですが、この数字を達成したことはあるのか、これから達成見込みというのは、可能なのかお伺いいたします。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 令和元年度の1万2708人というものが、実は以前からの、平成28年度からの指定管理期間を見ても、そのときが最大数でございました。特に、平成28年度は当初8,500人ぐらいの実績だったのがだんだん上がって来て、その後1万人を超えて、1万1000人を超えて1万2000人になったのが令和元年度までの流れでございます。

ただ、その後コロナになりまして、令和2年に4,500人ということでおぐんと下がりました。令和3年度においてもまたそれから下がって4,017人。その後、コロナから回復して8,700人、令和5年度に1万人を超えたのですけれども、昨年度はまた微増で1万600人。

今年については、一応見込みですけれども、直近の数字と見込みで1万1000人は超えるのではないかとは推測しておりますが、1万2000人まではいかないのはちょっと残念なところであります。

○24番（三上秋雄委員） 疑問なのが、何でこれは観光部になるのですか。

この施設の、株式会社東北データサービスグループはどこにあるのですか。その二つです。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 今回、こちらの管理が観光部になっている理由といたしましては、4階の市民文化交流館ホールが文化活動といった文化ホールとしての機能を持っていましたので、そちらと一体となって3階も管理していたということで、合理的な管理ができるということで、一体として管理することによって窓口が文化振興課となったことから、文化振興課が所管する観光部が担当するということになっております。

あと、東北データサービスの所在地につきましては、弘前市富野町6番地3ということになっております。

○24番（三上秋雄委員） この会社は元々何の業務をやっていった会社ですか。東北という名前がついているから、県外、市外かと思ったのだけれども、何をやっていて、代表は誰ですか。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 東北データサービスの代表者は、代表取締役・小野作次郎ということで認知しています。

事業内容といたしましては、定款がありまして、その中では電子通信機器及び電子機器の販売等があって、いろいろあるのですけれども、各種催事の企画、制作、運営及び受託業務というのもあって、その他レコード販売、労働者派遣事業とか多岐にわたっているということで、定款のほうはなっております。

○24番（三上秋雄委員） 何でもやるという会社みたいだけれども、これに入る前にどういう実績があったのか。そういうのをどこでやっていたのか。弘前とか青森とかいろいろあるべな。弘前だけで会社は成り立たないと思うから。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 今、会社としては東北データサービスですけれども、中に入っている職員は、長年弘前市民会館の舞台を担っていただいている職員がこの館の運営責任者として入っていますので、その人材も入ってもらって催事の企画・運営・受託というのをやっていただいております。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

#### 議案第132号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

---

○委員長（石山 敬委員） 最後に、議案第132号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（瀧谷明伸） 議案第132号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げますので、資料1を御覧ください。

本件に係る物損事故は、令和7年9月15日午前10時頃、岩木山麓防風林の樹木1本が倒れ、弘前市大字十面沢字轡575番3に所在する相手方所有の倉庫の屋根等が損傷したものであります。

当該事故の原因は、樹木が根元から倒れたことによるものであり、樹木に腐食は見られなかったことから、前日までの強風が影響したものと考えられます。

次に、損害賠償の額は倉庫の屋根等の修理費用として71万6238円となり、過失割合につきましては、市が100%、相手方が零%で、損害賠償金は当市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険で全額支払われる予定となっております。

次に、和解の内容につきましては、市は相手方の損害に対する賠償金として、71万6238円を相手方に支払い、双方ともこの事故に関して今後何らの請求をしないものであります。

資料2-1及び2-2を御覧ください。

事故の発生場所につきましては、県道30号岩木山環状線と市道十面沢轡1号線が接する交差点から鰯ヶ沢町方面へ約750メートル進んだ場所に位置します。

資料3を御覧ください。

倒れた樹木及び損傷があった倉庫の写真であります。

以上が、物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての内容であり、相手方と示談の同意を取り付けましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○28番（田中 元委員） まずは、この日の事故発生時の気象状況はどうであったのかお知らせをいただきたいと思います。

○農村整備課長（柴田義博） 当日の気象状況でございます。

相手方が倒木を確認しましたのが、9月15日午前10時頃となっております。その当時の弘前市の気象状況といたしましては、強風注意報が前々日の13日夜の午後10時50分から、14日午前9時50分にかけて発表されておりました。

最大瞬間風速につきましては、13日が毎秒18.6メートル、14日が毎秒11.2メートル、15日が毎秒7メートルを記録しているところでございます。

○28番（田中 元委員） 結構風が強かったということはよく分かりました。

参考までに、市の防風林の総面積というのは、一体どのぐらいあるのですか。

○農村整備課長（柴田義博） 市の防風林ですが、防風林は農作物や家等を被害から守ることを目的としておりまして、当市が所管する防風林の面積につきましては、約512ヘクタールというふうになってございます。

○28番（田中 元委員） 512ヘクタール、広いですね。大変だと思いますけれども、これ、風が強ければ、今回の面積であれば、もう1本、2本倒れてもおかしくないと思う。被害があつては困りますけれども、これは本当にすごいなと思いました。

最後に、今回の強風の影響によって、倒木被害は、そのほかには発生しなかつたものですか、お聞きします。

○農村整備課長（柴田義博） 本件の事故のほかに、大森地区にある岩木山麓防風林におきまして、防風林が1本倒れています。相手方の財産に損害を与えた事案が1件あります、現在示談に向けて相手方と調整等を進めているところになってございます。

○1番（須藤江利加委員） 質疑します。

先ほど説明いただいた事故の概要についても、文書にもそのとおり記載があったわけなのですが、その倉庫の屋根等が損傷したということで、写真を見ると屋根のところにかぶさっているくらいしか内容の状況というのが見えてこないのでありますけれども、倒れてしまって屋根の上もそうですけれども、こういう場所は中のほうに結構農機具が置いてあったり、大事な農作業に使うものというのが多々置いてあるようなケースというのが多いのですけれども、その点については大丈夫だったのか、どういう状況だったのかというのを確認したいのですが、お願いします。

○農村整備課長（柴田義博） 屋根等ということですが、まず、実際の損傷につきましては、屋根のトタンや下地材の損傷、あと、屋内の塗り壁もクラックが生じております。なお、屋内のいわゆる動産、先ほど言った農機具といったものに関しての損傷はありませんでした。

○1番（須藤江利加委員） その損傷等がほかには、農機具等にはなかったということで、そこはちょっと安心しましたけれども、実際こういう場所で農作業をしながらたまに休んだりというのを見たことがあるし、私もそういうふうに使っていたことがあるのですけれども、そもそもこの倉庫というのはどういうふうな扱いで使われていたのかなというのが1点と、あと、先ほども少し話が出ましたが、防風林ということでこの小屋の周り、上からの写真、周囲も全部木で囲まれているような場所だなというふうにお見受けするのですけれども、他の木に関しては、倒れてきそうな木であつたり、特に危険等というのは今のところないのかどうか、大丈夫かという確認はなされたのかをちょっと確認したいです。

○農村整備課長（柴田義博） まず、今回損傷のあった倉庫につきましては、実際の用途としては、まきを保管したり農作業の休憩場として使っているというふうな状況になっていまして、この事故があった後、すぐに防風林自体を業務委託と市の直営でパトロールをしてございますので、そういったものも含めてこれ以外はないというのを確認してございます。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時51分 散会】